

## 第2回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 議事録

●日 時 平成26年7月16日(水曜日) 午後5時開会 午後7時閉会

●場 所 箕面市役所 委員会室

●出席した委員

委員長 小西 砂千夫 氏	委員 増田 昇 氏
委員 橋森 正樹 氏	委員 奥村 裕子 氏
委員 稲井 信也 氏	

委員5名 出席 (欠席：岡田光弘委員)

●審議した案件 案件1 (仮称) 箕面市開発事業等緑化負担税の導入について【諮問】

(事務局)

第2回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会を始めさせていただきます。それでは、委員長、進行よろしくお願いします。

(委員長)

皆さま、こんにちは。委員会は委員同士の意見交換が大事ですので、是非活発なご意見をお出しただいて、少しでも懸念事項があるようならこれはどう考えるんでしょうかとかご発議いただきましたら、専門の先生方がいらっしゃいますので、何かご意見がいただけると思っていますので、くれぐれもよろしくお願いします。

まず、定足数等の報告事項をよろしくお願いします。

(事務局)

事務局より定足数の確認についてご報告させていただきます。本日の出席委員は6名中5名出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第7条第2項の規定より、本会議は成立するものでございます。なお、岡田委員より、事前に欠席ご連絡を承っております。以上です。

(委員長)

資料の1ページを開けていただければと思いますが、左側に四角がありまして、右側に矢印で、今日は第2回の委員会ですので、ここの5項目をやるということになっています。

上の目的というのは、前回なかったのですが、税の目的というのは非常に大事ですので、これも当然鵜呑みにするのではなく、この目的の立て方についても議論したいと思っておりますので、この6項目を今日はやりたいということでございます。第3回以降で残りのところをしますが、これ以外にも検討を、という方がいらっしゃいましたらそれはご自由にあげていただければと思いますし、一度議論したことでも、思いついたので、あの件はどうでしょうかということがあれば、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

では、「税収の使途について」事務局より説明をお願いします。

(Ⅱ. 税収の使途について 説明)

(委員長)

たぶん、項目の中でこの説明が一番重いと思います。税収の使いみちについて、どういう事業に使うかということで、現状を認識していくようなことですが、3ページから9ページまでにある、こういう事業に使っていくということです。

それから、税収の使い方、運用について10ページにあります。いずれも、資料の囲みの文言を、この文言でいいでしょうかと私たちが聞かれているわけです。良くないとすれば、ここで文案を考えるということになりますので、そのあたりを念頭に入れていただいて意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、対象事業としてこういうものでよいか、これはおかしいんじゃないか、もっとこういうものも入れるべきじゃないか、あるいはこの押さえ方でいいかどうか、といった色々な観点があると思います。どうぞご発言ください。

(委員)

今回、1ページに目的を書いていただいて、「良好な自然環境・住環境を将来にわたって維持・保全するため」とありますが、3ページの囲みの中の「森林環境・都市環境」というところとの、言葉の整合性が気になりました。

(委員長)

目的のところに「自然環境や住環境」と書いていて、こちらは「森林環境・都市環境」なので、同じではないですね。

(委員)

言葉が違いますからね。それに関連して、住環境を維持保全するために住宅や共同住宅を建設する行為に課税する、というのが自然な発想でしょうが、店舗や事務所にも課税するというのが、これは第3回の話になるのですが、そのあたりの関連性が、単に自然環境、環境全般を将来にわたって維持保全することなのかなと思います。

あちこちって申し訳ありませんが、最初に申しあげた、言葉の問題が気になります。

(委員)

厳密にいうと非常に難しい議論で、例えば自然環境というと、農地は自然環境なんですかということがあります。景観でいうと、自然景観でもないし、都市景観でもないの、文化的景観という言い方をします。そういう意味で、言葉の定義から言うと、難しいと思います。

私が気になるのは目的と税収の用途がかなりリンクしていると思います。目的に合致した用途ということになれば、用途の方は森林環境・都市環境（市街地のみどり・農地）の保全と書いてあります。目的の方が良好な自然環境や住環境という書き方をしている。この辺りはもう少し精査しておいた方がいいかもしれません。

(委員)

税収見込み額3,000万円となっていて、市の事業として2億、もっと絞れば、例えば住環境となると市街地のみどりに充てるとか、まさに目的税としての用途の特定ということ

を考えてもいいのかなと思います。

(委員長)

まずは文言から。仮に、文言を目的の方に合わせると、これらの事業の中で、これは落ちちゃうよね、というのがあれば、原案を修正することになりますが、この言葉をここへ変えてもこれらの事業が大体引かかるよね、ということであれば文言だけの問題です。どうなりますかね。農地が難しいかな。農地は、「自然環境や住環境」といえますかね。

(委員)

農地はここでいうと都市環境の中に入っています。当然、農地は都市環境に大きな機能を発揮していますから、住環境より都市環境の方がくくりとしては大きいですよ。

(委員長)

むしろ目的の文言を変えてしまうんですね。

(委員)

目的の文言を用途に近いような文言に変えてしまう方がスムーズかもしれません。それにあまり限定されすぎないようにということがあると思いますが。

(委員長)

「良好な自然環境や都市環境とする」とすると一番広がりますかね。

「良好な自然環境や都市環境」という風に目的を押さえて、用途の方も「良好な自然環境や都市環境の保全等」にしてしまうと、とりあえずはいけますね。

(委員)

「都市環境」とした方が、店舗の建設に対しても課税するということがいえるので。

(委員)

住環境という言葉は生活している、箕面に住みたいというポイントの高い言葉なので、一般的なイメージでは都市環境と住環境という言葉はイコールという感覚がないので、住環境という方が適切のような気がします。

(委員長)

都市環境だと農地保全は入るけど、住環境だと農地保全が入りにくいので、住環境として農地保全を落とす方がいいのか、住環境を含む都市環境というような言葉に変えて、ここにあがっている事業はすべて入るようにするのか、どうするかなんですよ。

(委員)

里山というイメージは山地と農地を含めたものという概念が一般的にあるので、自然環境というと農地も含めた里山の環境という風に取りれないこともないかなと思います。

(委員長)

自然環境で農地を入れることについては、税金ですので、慎重に考える必要があります。私たちはこの税を払う必要がないとか、そもそもの定義がおかしいとかいって。そのようなときに、里山も含めて農地は自然環境なり住環境ですというのは、言葉が不用意だとまずいので、言葉はだいたい気を使わないといけないと思います。

ですから、先ほどおっしゃったことも含めると、言葉を広くしておいて、これにはこういうものを含めずというのを、Q&Aの中で書いておかないとまずいかなと思います。

自然環境や都市環境という言葉にするか、自然環境や住環境をはじめとする都市環境という言葉に全部変えてしまってはどうかと思いますが、事務局いかがですか。

(事務局)

大丈夫です。

(委員長)

目的のところも議論してしまっていますが、「自然環境や住環境をはじめとする都市環境」にしますね。

税収の使途のとことも、具体的な例はここに上がっているもので特に問題ないと思います。

十分といえば金額的には十分なんですが、自然環境・都市環境という位置づけがないというのもよくないかと思います。これ以外にあるよというかたがおられましたら。

(委員)

川、河川の美化、管理というのはどうですか。ホテルが戻って来るように活動されているところもあります。

(委員)

ここに無いのは、一級河川だと府の所管だからではないですか。

(事務局)

市にも河川維持事業はありますが、市が管理する河川に限定されてしまいます。

(委員長)

また思い付いたら出していただくということで、まずは文言を変えたということでよいかと思います。

(委員長)

10 ページですね、ここは結構凝ったというか特に強く市としての意見が前に出ているところだと思うのですが、目的税と言いながら、入って来た税金と対象支出とを比べて支出の方が大きかったら、要は使ったということは間違いないよねっていう風に説明している自治体も沢山あるんだと。ただそれだと、せっかく目的税でとっておきながら、本当にそれにあたっていることがわからないよねと。なので、箕面市では基金を作って基金に積み立てるんだと言っておられるんです。で、しかもその基金充当事業の明確化をした上でその検証を定期的にするんだという風に言うておられますけども、そのような主張なんですけど、このおさえ方で良いのかということと、これで本当に実効性があるのかと。この辺りどうでしょう。

(委員)

これ、ちょっと気になるんですけどね。先ほども、他の委員がおっしゃったように税で使っている総額に対して今回の費用というのは山麓保全以外のところはわずかですよ。

だから、わずかですから税金の中に埋もれてしまわないかという心配があります。

だから、この10ページにも透明性の確保のところの、基金を明確に切り分けて運用するというのは重要だし、そうしていただきたいと思いますが、それが、どういう形に明確に切り分けられるのかと。例えば、森林保全にしても非常に高額な出費をしている中で今回の基金の例の費用はわずかですから、この基金でやったんですよってということが本当に切り分けて見せることができるのかどうかと。その辺は少し、こう書かれているんですけども本当にこれがどういう形で明確化できるのかなというのは少し気になるなど。

ここの中にも非常に少額なこの、今年度はこの部分に充てましたという、基金で100パーセント運用するような事業のところのやるとまあ明確にはなるとは思うのですがけれども。そうではなくて、その基金をいろんな事業の不足部分のところの切り分けて充てていった時に、どこに基金を使ったんですかっていうのが非常に見えにくくならないかという、その辺が少し気になるなど。先ほど委員のおっしゃった意見とよく似ているんだろうと思います。全部論、対象にする事業数が多すぎるん違うかという。

(委員長)

これ、どうなりますか。いったん基金に積み立てますね。基金に積み立てるということは予算でいうと、積立金に計上している訳ですよ。そうすると、当該年度は使わない。

(事務局)

そうですね、当該年度は使えないですね。

(委員長)

で、次年度にその積立金を繰入金で中に入れてくるということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

一般会計に入れて来ると、ここの(2)のところの矛盾しないかと。切り分けて運用するという辺りが、実態として本当にできるのかなという。

(委員長)

その時に、繰入金は一般会計に繰り入れるんですね。特別会計に繰り入れる訳じゃないですね。じゃあ、一緒か。単に1年遅れているだけで。

(事務局)

財政の仕組みになるのかもしれないんですけども、基金に積み立てると、翌年度その基金をどの事業に充当するかということになると思うんですけども、実際に予算を組んでいく中でどの事業にどのお金を充当するかというのは、財政当局の方でこの事業にこれだけ積み立てて行くよというのを示した上で予算が組まれるということになってくると思いますので、その予算を組む上でこの基金はこの事業とこの事業とこの事業に充当されていますというのが、議会の中でも明確になってくるという風に我々思っていますので、一度基金に入れてその基金の額を翌年度なり必ず明示した形で、どこにどういう風な形に充当

しているのかというのを明示した形で予算要求をさせて貰い、予算の審議をして頂くという方向を考えているのですけれども、そういうことでどこにどれだけのお金が入っているかというのがある程度議会の中でも明確になってくるんじゃないかと我々は思っています。

(委員長)

自治体の予算は事業ごとに財源充当が出ますね。予算額これだけで一般財源これだけです、一般財源以外は特定財源ですと。その特定財源として基金が入っているというイメージなんですか。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

基金からの繰入金が入っているというイメージですか。予算上はそれでいきますよね。ただ、決算は財源充当出ませんよね。

(事務局)

行政評価のシートなんかを見たらたぶん出てきているはずなんですけども。

(委員長)

予算上は財源充当があるんですけど、決算は財源充当が出ないんです。でそれは決算統計の中だけでしか出て来ないんですよ。だからこれ予算書をそうするということですね。ちょっとこの辺財政と話をされましたよね。どういう運用をするか。してない？

(事務局)

まだ細かいところまでは詰めきれてないのですけれども。

(委員長)

今日はそれでいいんですけど、次回、ちょっとやっぱり我々のイメージ違いましたと事務局が言われる可能性があるかもしれません。こういうことなんです。税金とりますでしょ、とりあえず一回基金に積むと。これ、積立金で基金に積むんだよと。で次年度それを予算化する時に、この事業がどっとうあがってくる訳ですけど、この事業の中の全部じゃないと思うのですが一部に予算上は財源の内訳っていうのを分かるようになっていて、積んだ基金をこの事業の一部にこれだけ充当しています、これだけ充当しますというのは予算書の中にはでてくるので、まさにこれをどのように使ったかというのは予算上は把握できていると言われます。決算上もし出なくても、別に作っている行政評価なんかにはその財源充当が出て来るので、それに代わるような形で透明性を図れますというのが事務局からのご回答で、一応それで了解ですけど財政と話しといてくださいということです。

(委員)

ちょっと私もまた理解が。こういうことですかね。税収の使途については約2億円みえています。で入って来るのは3千万が基金に入ると。ということは来年度にですね、この2億の中のこの部分に3千万を使いますということができるといえることですね。というこ

とはもう一つ逆に言えば、毎年変わるという可能性もあるんですか。要するに、2億の中の3千万で、3千万の使用用途については毎年変わるということの可能性はあるのかなど。

(事務局)

可能性としては当然出て来ます。必ずこれに充当しますと言えば、こんなにたくさん事業をあげる必要はないので、この事業の中で、例えば市が優先的に何をやっていくかというのを決めた上でどこに充当していくかってことが決まってくるということになっています。

(委員)

すると、残りの1億7千万については、これは普通の一般会計、一般予算ですということになりますよね。

(委員長)

ある意味一番問題なのは、基金がこれだけしかないから予算を減らしますっていうのが一番意味がないんですよ。やった意味が無くなりますからね。

(委員)

その辺りが、10ページの一番最後の5年目の検証会議と言っているのと連動していて、本当に検証をどういう風に行けるのか言っておかないと、これ約束しましたと5年間検証しますと言っていて、予算の時には特定財源としてこう使いますと、決算の時それが保護できないとどうやって検証するんやみたいな話になるので。その辺りのこう仕組みがきちんと、一気通過で大丈夫ですということを少し確認しておきたいなということなんですけども。

(委員長)

これは、次回までに財政担当の方とお話頂いて、こう基金に積んで、予算上財源充当としてこんな感じで資料を付けて、決算ではこういうような説明資料を作るようなイメージですというのは、そこは頂けますね。

(事務局)

10ページの透明性確保の方法の黒ポツの二番目で、決算確定後ホームページで公表するというのは、他の都道府県の例でも予算決算の動きとは別にそういうページが、例えば箕面市の開発事業等緑化負担税というページを作ってそこで毎年決算ベースで何の事業に何円使いましたと、でそのうち開発事業等緑化負担税は何円充当していますというようなところを個別にしようと思っています。というのがこの「毎年決算確定後ホームページで公開する」ということですので、先程委員長からお示されたフローの中でそういうことも含めて整理させて貰ったらいいのではないかなと思っています。そういうことで理解しています。

(委員長)

「検証会議」って何を検証することになるんですか。

(委員)

そうですね、その辺が難しいなど。何をその、検証する為に何らかのアウトカムなりアウトプット資料みたいなものを本当に設けるのか。何をもちで検証するのかってみたいな話がもう一点難しいなあという。

(委員長)

事務局に質問です。透明性確保がされているかどうかを検証するんですか。透明性確保の会議と書いてありますから。透明性が確保されているっていうことを5年ごとに検証するんですか。僕は何か、違うことを検証するような気がして。

(事務局)

もちろん、その充当したことでどれだけ算面のみどりが守られたかといった、効果検証みたいなことも当然含めた上でやっていかないと意味が無いような気がしますけども。

(委員長)

財源充当が確実にされているかどうかはもちろんそれは検証しないといけないのだけど、それが効果的にその財源、せつかくこういう税金をとってやっているからそれだけの政策効果があったかどうかということも含めて検証する訳ですね。

財源充当だけだったら会議2分ぐらいで終わってしまう。そうすると、この表現はやっぱりちょっと言葉足らずですよ。そうするとこの5年ごとの検証会議というのも、政策効果を確認、財源充当が確信されているということと、それによって一定の政策的な効果が上がっているということもその検証する会議なんだというような表現ぶりにしないと、やっぱりちょっと十分だということになりませんよね。ちょっとその文言の原案は次回までに考えて頂けますか。今ちょっとここでやっているのだいぶ時間がかかりそうなので。はい、ありがとうございます。あの、本当に実質的な審議を頂きましてありがとうございます。

あの何か、全然しゃんしゃんじゃないでしょう。ちゃんとあの、ギャラリーが見ている中でですね、「異議がございませんか、次いきます」みたいなそんな情けない委員会やりたくないものですから。是非事務局の案を、引き続き覆して頂ければという風に思います。

ありがとうございます。また、手戻りして頂いて構いませんので、次へとりあえず進みます。資料11ページですね、今度は課税客体について。資料のご説明をお願いします。

### (Ⅲ. 課税客体について 説明)

(委員長)

諮問事項によると文言をちょっと変えておられるんですけども。経済活動につながる建設行為というのが、諮問事項の別紙の課税客体の最初の案だったんですけど、それを「事業として行う建設行為」という風に言葉を変えたいということなんですけど。「事業として行う」という言葉の方が条例として考えた時にはぴったりくるという風に考えて良いんですか。

(委員)

そうですね、「経済活動につながる」という言葉自体は法律用語ではないので、「事業として」、事業者が行うというような形が一番明確ではないかという風には思います。

(委員長)

建設行為という言葉はかなりがっちり定義され得る、これは建設行為かどうかというのを巡って何か裁判所で長々と意見を争うということにはならないでしょうか。

(委員)

建設行為という言葉と 11 ページの(2)のところですけども、開発行為というのとちょっと違うのは違うのだと思うんですよ。ただその、条例上でおそらく本条例における建設行為とはという定義付けは当然されると思いますので、その意味ではまあクリアするところかなとは思いますが。より適切な用語があればその用語にするということも一つかと。宅地造成自体を建設行為というと、常識的にはちょっと建設とは何か建てるというイメージですよ。宅地造成すること自体は建設行為という言葉で説明するのはちょっと違和感があるかもしれないので、その点は開発行為という言葉又は建設行為というような定義をするかだと。

(委員長)

どうですかね。

(委員)

なかなかこの、今回のこの 2 段階というか、宅地造成でいったん課税して、その後の建物の建築は課税しないというのが 1 つ。でまあ宅地にしたものが事業者でなかった時に、次またそれを第三者の事業者が買い受けてそこで建設をするというところでそういう場合はその後者のところで買っているというパターンの課税が、正直あんまりないとは思いますが。

(委員)

たぶんこの概念図がね、非常に誤解を生んでいて、①で課税する場合は②に移行せずに①で終わる場合は課税する訳でしょ、個人に販売する時は。そうでしょ。でそれだから 1 段に書いてしまうと非常に誤解を招くので 2 段、やっぱり要るんじゃないかなと思うんですけどね。土地があって、それを個人に宅地分譲した 1 のケースはこれで課税が起こりますと、そういう理解でいいですよ。土地があって宅地造成をしてこれを不動産会社が取得してそれから家を建てて売る場合はここを 2 で課税が発生しますという、そういう理解でいいですよ。2 段に分けないとむしろこれでやると非常に誤解を招くのと違うかなあと思うんですけどもね。「又は」ということは非常に難しいですから。

(委員長)

ああこれはちょっと 2 回かけると、むしろ説明しちゃってますよね。

(委員)

あるいは 1 でとってもいいし、2 でとってもいいですよみたいになっていますので、そうになると非常に煩雑なんで、たぶん行為としては二列の行為ですよ。だから UR なんかは

極端なことをいうと卸売りを不動産会社にする訳ですよ。その時には課税しませんよ、買った方と不動産会社が住宅販売をした時に課税しますという風にですよ。

(事務局)

住宅地として販売すると、開発してという時には開発した事業者で課税すると。住宅地として開発された場合。ただ例えば個人の方が自分の家を建てようと思ってですねやってそれをやめて第三者に売ったと。第三者が業者に売って業者が家を建てたと、という時にはその業者に家を建てた時に課税するという基本的な部分です。

(委員)

その辺ちょっと非常に微妙なんで、私の理解だけではないということですね。

(委員)

一つの土地でも、こう転売とかされたら何回か税金をとれるということですか。

(事務局)

イラストの横に書いてるんですけども、1回の建築物の建築までに複数手続きがあっても1つの宅地からは1回の課税しかしないということ考えています。

(委員)

でもこの絵見ていると何か2回、誰かからもう1回とれるのではないかな。

(委員)

かなり技術的な話だと思いますね。

(委員長)

まず絵は直しましょう。ここの①に該当する絵と②に該当する絵は別の絵にしないとダメですね。これはまあそうだと思うのです。でその2つにかけるとして、建設行為という言葉ぶりで良いか、建設行為としとして条例の定義のところでは1と2をあげとけば大丈夫よねという風に腹をくくるか、建設行為という言葉そのものを1と2をちゃんと包含するように表現ぶりを変えるかですね。

(委員)

我々の専門分野からいうと、建設行為というのは土地造成も建築行為も両方とも含むのが建設行為だという認識なんですけどもね。

(委員長)

建設行為で一応①も②もおさえると。

(委員)

おさえると。建設会社という話はよくしますよね、産業分類上ね。建設会社は別に、要するに家を建てないと建設会社じゃないのかということと土地造成する会社は行為として、産業分類でいくと建設会社なんで。そういう意味では建設という両方とも入るのかなという、と思いますよ。

(委員長)

あ、いや、それはたいへん心強いです。

(委員)

この辺、言葉の定義なんでしょうね。

ただね、その上で気になるのは、「住宅等の販売取引など経済的利益を受ける行為を対象とする」とありますが、経済的利益を受けると言いきって良いのかどうか。先ほど委員が仰ったように住宅等の販売取引など事業を対象とするみたいな、事業と呼んだ方が良いん違うかなと思うんですけどもね。そうでないと、損益出る時もある訳で。損益も含めて利益という概念もあるのかもしれないのですけれどもね。

(委員)

住宅等の販売取引などの事業を対象とするものという、まあ事業としての建設としての建設行為という定義、これで定義していますので。事業に対して税金かけますという方が。これだと何となく利益に対して税金かけるように見えてしまうんで。

(委員長)

そうすると、その上の両括弧に経済的活動につながるというのも、この際

(委員)

もうとってしまったら誤解がないのと違うかなと思いますけども。

(委員長)

まあ最初原案にちょっと引っ張られていますからね。

(委員長)

経済的に利益ではなくても事業という言葉にしてしまう。事務局は、経済的利益じゃなくて事業という言葉にしてしまうということについては何か。即答できないでしょうけどもね。じゃあ、そこは前向きに持ち帰ってください。まああの、ここで一度議論して、またクールダウンして、事務局の中でまた精査頂いて、OKであればOKで良いんですけどやっぱりこういう疑義があるよということでありましたらまた第3回で出して頂いて。はい、ありがとうございます。

(IV. 納税義務者について 説明)

(委員長)

定義は、先ほどのことからいうと「建設行為を行う事業者」ということで異論ないと思いますが、今読まれた下の破線の文章、意味がよく分からないのですが。「継続的に居住している者は市税として負担している」の「市税として負担している」は何を言っているんですかね。で、「これに対し1回きりの建設行為に着目すると、自然環境等から得られる利益に対しては応分の負担をしていないため」ということですが、意味が分からない。

(委員)

要するに、住民は住民税などを払っているでしょう、負担しているんでしょう、という趣旨ですね。ただ、そういうと箕面市内に本店を置く事業者は負担するじゃないですか。負担しているのにまたなんで別に、ということがひとつ反論としてあるのかなと思います。

(委員長)

法人住民税払ってるじゃないか、という話ですね。

(委員)

素晴らしい環境の中で家なりマンションを建てるという、それだけ付加価値のある建物を建てるんだから、箕面市の環境を利用して利益を受けているんじゃないかということがこの条例の根本になると思います。単純にそこに担税力を見出しているという言い方をすればいいのかなど。確かにその居住する人も利益を受けているというのはそれはそうなんです、単に建設行為をすることに担税力があるからかけているんだという言い方のほうがすっきりすると思います。他の人との比較というよりも。

(委員長)

そうですね、今の、意味わかりましたか。1回きりの人は便益に応じた負担をしていないよねというので、なぜ建設行為を行う事業者には税金をかけて、個人にはかけないのかという説明で意味は分かったんですが、今委員が言われたように、そういう言い方ではなくて、建設行為を行うこと自体に利益があって、その利益に着目した税ですとあっさり言う方がかえって通りやすいんじゃないかと。

(委員)

前回委員から事業者だけでなくそこに暮らす人も利益を得ているという意見が出たので、それに対する応答としてコメントされたのだと思いますが、なかなかそれに対する回答は非常に難しいのですが。

(委員長)

税金の時に、個人的にやる場合とビジネスとしてする場合で税金上違うということは結構ありますよね。それはなぜかという、個人的にやるものまでは正直かけていられないからということも含めてあります。その理論構築、自家消費というか、自分のところで自家的にやっているものは、本来かけてもいいんだけど対象外にするんです、ということは税金上はありうる。

(委員)

そうですね。

(委員)

私もここは非常に気になっていて、今日の講演の広義の受益者負担の中の負担金というところ、分担金ではなくて、負担金にあたるということですよ。その外部経済的利益の吸収ということだから、単純にいくら儲かるからかけますということではなく、社会的便益を負担しているといううまい説明がきっちりできないかと。比較論としての説明ではなく、今日の講演でいう、原因者負担金なのか、本来の受益者負担金なのか、そのあたりの説明がすっきりできないかというのがちょっと気になっています。

(委員)

この点私もいろいろ頭を整理して、参考になるか、正しいかどうかはともかく、一つの考え方として、今回の税の目的ですが、住環境の保全維持ですよ、それを基準にして良

好な環境を利用する建設行為に担税力を見出すから課税する、それで得た税金を保全維持に使う。保全維持とはある意味あまり手を加えない、建設抑制的な方向側面があると思います。産業廃棄物的な原因者負担的な側面があると思います。一方良好な住環境を利用する建設行為に担税力を見出す受益者負担的な側面があって、この税は原因者負担的な側面があり、受益者負担的な側面がある。ただ今日のお話にもありましたが、強制性、反対給付、一般に言われているのは受益者負担的なものや原因者負担的なものは税にはなじまないと考えられているけど、ただその受益の程度や範囲が今回は明確に評価できない、だから税でやろうという整理が一つあるのかなと。確かに、良好な住環境は事業者だけでなく他の住民も利益を得ているけれども、今回は良好な住環境を利用する建設行為に担税力を見出して課税する、住民も利益を得ているがそこを見ているんじゃないかと、という説明のほうがすっきりするかと自分なりに思っています。

(委員長)

その場合、事業者は何回もやるんですよね、個人の場合は基本1回ですので、継続性があるとか、継続的に行う行為についてかけるから、事業者だけが対象なんですと、継続的に行うという言葉を入れておくということを入れておく事業者だけという説明になると思います。

(事務局)

継続性という部分は、課税客体の「事業として行う」という文言の中に書かせてもらうということで。

(委員長)

破線の文言の中で、一般の人が個人でやる場合も他の税で払ってもらっていますから、という説明しすぎて破たんしちゃう可能性があるので、継続性・反復性のあるものに限ってかける、という風にしておいて、個人は外すから外すんですという説明になりますが、その方がいいんじゃない。

やっぱり原因者負担と受益者負担に近いものに着目しているという言い方ですよ。

(委員)

事業者がすべて受益しているということは明確ですので、租税で行けると自分なりには。

(委員)

まとめると一行くらいで終わっちゃいそうな気がしますね。

(委員長)

ひと様から税金をいただこうとすると、大変ですよ。払いたい人ばかりじゃないですからね。ありがとうございます。納税義務者は以上でいいかと思います。

徴収方法は本来は本日ご欠席の委員がいらっしゃる場所でやった方がいいんですが、一応事前にはご説明いただいたということですよ。お願いします。

(V. 徴収方法について 説明)

(委員長)

このタイミングで上手くとれるのかというような話と、ちょっと説明で強調されていたのは、一応これだと、「申告漏れがあってもすぐに分かるので」きちんと取れるんじゃないかというご説明でした。

(委員)

事前にもらっていたのとちょっと変わっているみたいで、事前に頂いたものと都市計画法 29 条とかの場合は本申請で納付書発行、そこはもう許可承認で統一されたということなんですか。

(事務局)

事前の資料でお示ししたものと、タイミング的には一緒です。許可申請の手数料がいるので。課税については許可承認の時というのは事前の説明でもしております。それは変わっておりません。許可手数料はその申請の時点でいります。

(委員)

そういうことですね。

(委員長)

正直私はあんまりよく分からないんですよ。あんまり分からないんです、こういう開発行為そのもの、細かい話というのは、ぼやっとしか分からないので。

(委員)

しょうもないことですが、パターン 4 の家がずっと一緒なんで気になるんですよ。パターン 4 の最初の家は小さなものにしておかれた方が。変化してないように見えるので。

(事務局)

そこは分かりやすくします。

(委員)

あの、誤解を招かないようにという意味で。

細かいことをいうと、パターン 4 の 2 個目までは小さな家で、最後の家はこの大きさの家になっていたらいいと思うんですよ。建物が変化をしてないのに、という感じが見えるものですから。非常にしょうもないことですが、説明資料として分かりやすいかと。

(委員長)

いやいや、それ大事ですね、すごく大事ですね。

はい、ありがとうございます。徴収方法はまあこのくらいかと思います。でこれ最後、最後というか資料でいうと 15 ページですが非課税事項は先程のちょうど裏返しになっておりますということでご説明頂きます。

(非課税事項について説明)

(委員長)

先ほどの反復継続という言葉の裏側ですね。

(委員)

条文上あえて規定はないということなんでしょうね。非課税事項というか、当然課税じ

やないと。課税対象じゃないということ。

(事務局)

条文で非課税というのは規定がありますので、非課税ということは条文上で規定しておいた方が。

(委員長)

はい、ありがとうございました。項目は、次は今後の進め方になってるんですけど、今日の部分がもう終わりましたんで。1ページの目的のところちょっと戻って頂いて、ここ、文言消えてますがもう一度確認させて頂きませんが、「自然環境・住環境をはじめとする都市環境」に変わっておりますけれども、それ、目的はこれで。

目的というのを、本来審議項目にあげてもよかったくらいだと思うんですけども。

はい、ありがとうございました。はい、では最後ですね、16ページのところの今後の進め方のところお願いします。

(今後の進め方について説明)

(事務局)

すみません、ちょっと補足だけ。今のパブリックコメントの期間のところなんですけれども。今、資料では8月20日頃からと書いてあると思うのですが、先程申しましたように第4回が9月19日の予定になっておりますのでパブリックコメントもそれまでに終わるような時期で考えていきたいと思えます。ちょっと印刷が間に合わず申し訳ありませんでした。以上です。

(委員長)

次回が金額などが出て来ますので、今回は結構大変じゃないかという気がしますが、今回のことも含めて言い残されたこと、あるいは次回に向けてちょっと皆さん考えて来てくださいみたいなことも、何かその他なんでもありましたらこのタイミングでお願いしたいと思えます。

(委員)

ちょっと徴収のことで申し上げます。今回、市外の業者が納税するパターンがあると思うんですけど、他の例で、砂利採取税条例というのが城陽市というところにあるんですね、その条文を見ていると「納税管理人」というところが出て来るので、ちょっとそれを入れるかどうかというのがちょっと私も納税管理人制度自体詳しくないのですが、ちょっとご検討頂ければなど。

(委員長)

宿題ということですか。

(委員)

いや、ちょっと入れる必要があるのか

(事務局)

今のところ検討してきた中には頭には入っていませんでしたので、次回に向けて整理し

たいと思います。

(委員)

ちょっとまあそういう例があったので、今回市外の人に納税義務が生じることがあるので、その点。不要であればいいと思うのですけれど、一応問題提起を。

(委員長)

はい、宿題に持って帰って貰います。

(委員)

税収の使いみちのところなんですけれど、これだけ活動するのに必要だからというだけではなくて、今後これをやっていきたいから、よりまちが良くなるから、この税金が必要なんだというものを入れた方が良いかなあと。すみません、漠然として。

ですから、何か新たに取り組むっていうだけではなく、新たにこういう風なって具体的なものを出してこれにも取り組みたいからというように、だったら素敵になるから、じゃあ協力しようよっていう気持ちになる。そういうのもあってもいいかなあとと思います。

(委員長)

それは非常に良い、そうだろうと思うんですね。それをどうしてもそれを何かこう税条例にどういう文言が良いかみたいなこう議論ばかりしていると、今ご指摘頂いたような一番大事な話が抜ける可能性があるので、たいへん貴重なご指摘だと思うんですね。でそれは、税条例の中で今仰ったようなことをどこかに入れておけるものなら入れておいた方がいと思うんですけど、それは税条例とは別の世界でおさえておくべきことだということなのだ、じゃあこういう形でおさえましょうねということなんですね。どうしたら良いのかなというの、ちょっと今僕として原案がないんです。

(委員)

3 ページに、税金の用途についてというのは現在取り組んでいる施策だけではなくて、今後新たに取り組む施策も書いてますから、そこで要するに今やっているここにあげている施策だけではないですよとここで謳いあげていますので、新たな施策展開は可能だというように私自身は理解しているのですが、そして具体的に今後新たに取り組む施策を今の段階で具体的に例として出せるか、というのはなかなか難しいんじゃないかなと思いますけどね。

(委員)

例えば一般公募するとかそういう企画があるとか、何かこう突っ込まれた時にあったらいいかなと。

(委員)

例えばこのスケジュール感でいくとね、そう書いておかないとこの9月に例えば答申案みたいな形でいうとね、具体例の具体施策まで例をあげようと思うと結構大変で、反対にええかげんになってしまうので。

(委員)

実際、自分がこういったものに関わっていると、「ああ、いつものだ」と思ってしまうんですよ。いつものやっていること、それを守るためだけの様な気がしてしまって、何かこう守るってことは進んで行かない様な気がしてしまうので、減って行っても進んでいかないだけなので、何かこう積極的に働きかけるというか挑戦しているというか、そういった部分が見えたらより良いかなあと。

(委員長)

今後新たに取り組み施策という部分のことですよ。

(委員)

ええ。

(委員長)

ここに具体例をあげない方が、あの、却って良いんじゃないですかと。というのは、あげちゃうとそれだけよねってなるので。あげない方が良いんじゃないですかっていうことを委員がおっしゃっておられるので、そこは多分、そうだと思うんですね。で、こういう税金を取る以上、積極的にやるんだよねってような表現ぶりが何か欲しいということだろうと思うんです。で、それって何か、税条例の中で書き込めるものですかね？その、考え方としてこういう税金を取る以上、こういう施策を一生懸命やるということなんだよというのは、条例の中で書き込めるものなんでしょうかね。条例以外の世界でちゃんとおさえておきましょうということなんでしょう、きっと。どうしたらいいんですかね。

(委員)

それをするのであれば目的のところだと思うんですね。

目的のところは維持保全する為にという風に、向上とか改善という言葉が入ってないので、さらなる向上とかさらなる良好にしていくという、だからこの良好の位置が先に入り過ぎているので、本市の貴重な財産である自然環境や住環境を含む都市環境を、将来にわたって維持、向上、維持保全向上する為にという風なことを入れるかどうかと。

(委員長)

先生、それは施策に入れた方が良いのではないですか。必要となる施策の充実に要するということろで。

(委員)

そっち側であっても良いかもしれませんね。

(委員長)

そっちの方が良いと思うんです。この、施策になっているじゃないですか。施策の充実に要する。その施策を充実するという意味だと。

(委員)

いずれにしろ何か守りの姿勢でなくて、攻めの姿勢だというのはどこかに入った方がご指摘のとおり良いかなと思いますけど。

(委員)

名前も緑化ですから。

(委員)

そのどちらでも良いと思いますけどね。施策充実という言葉で入れておくのが良いのか。我々よく緑化計画なんかやる時に、維持保全だけではなくて、要するに維持保全に新たに創生するとか作るとかという言葉は必ず入れますので。まあプラスアルファな話ですけどもね。

(委員長)

それ、両方入れても良いかもわかりませんね。維持、保全、創生する為に必要となる施策の展開及び充実をするとかですね。だいぶ充実してきましたね。

(委員)

そうそう、ちょっと攻めの姿勢に見える。

(委員)

山の緑は守りたいですけど、街の緑はより充実したい。

(委員)

もっと増やしたいと。

(委員長)

目的、もう一度精査してみてください。今、やりとりしたような。前広な雰囲気が出るような表現ぶりに。他に何か。

(委員)

もう一点だけ。少し気になったのが、先程ね、やっぱり建設行為という言葉が良いのか開発行為という言葉が良いのかと。こういう税金の名前が開発という、まあ事業が開発事業等になる。その辺が税金の名前がどの名前になるのかというのが、開発という言葉を使っているんですね。建設事業という言葉ではなくって開発事業等になっているので、ひょっとしたらその先ほどの11ページのところの整理ですね、その辺の税の名前とここの関係性みたいなことを。文言整理だと思っただけですけどね。ちょっとやっぱり最後にスケジュールを見たら、税金の名前があらためて開発事業と書いてあるのかと。

(委員)

開発行為ですか。建設行為じゃなくて開発行為。

(委員)

ちょっと開発行為といってしまうと狭いんですよ。法律的に使われている言葉になってしまうので。その辺、ふと気になっただけですので。こんなんもう文言の整理だけだと思います。

(委員長)

税金の名前は開発事業等。等、が付いているから。

(委員)

そうなんです。それでいったら、

(委員)

もうそれで良いと思うんです。

(委員長)

「等」が付いているから、こっち建設行為でいいのかもしれませんがね。

(委員)

ちょっと次回に向けてということで、少し事務局の中で何個か考えておいて欲しいと思います。

(委員)

今日ご欠席の委員に対して、事前のご説明で、何か特別な、特に徴収方法などについてご意見が出たのかどうか気になります。今後条例が通ったとしても、仮に市民が負担するということになれば、多分ね、これ別な形でまちのみどりのこの計画、どうしていくんだという計画を市民と一緒に別途に立ち上げるっていうのは、まあそういうことは多分必要になってくるので。まあ現実はこの事前の調整について、反応があったら特に聞いておきたいなと思って。

(事務局)

今日欠席の委員に事前に説明した時、その徴収方法、いわゆる時期ですね、そのパターン、時期についてはこの時期しかないよねというような話がありました。「ああ、これやね」という形で答えは頂いていますので、よろしいですか。

(委員)

実際にじゃあね、事業者の方が納得して頂ける文言であれば、後はその法律用語とか物理的ないろいろのものをクリアしていれば問題ないので。

(委員)

パブコメを提出できる人は箕面市民あるいは箕面市に事業所を構えている人だけに限定されるのか。これ、開発行為をする人というのは大阪市内の業者であろうと全国から来る可能性がある。例えばそれは、ホームページでも掲げて開発行為をやろうと思っている人は誰でも意見が言えるのかという、その辺どう考えるのかと。次回、パブコメの議論だったと思うのですが、その辺どう考えるのかと。事業者としての委員に全てのその負担を負わせるにも、ある意味色んな意味でのステークホルダーというと、豊中市の開発業者もやるかもしれないし大阪市内の業者もやるかもしれない、東京の業者がやるかもしれない。パブコメというのは、市の施策に関しては市民にですよね、在住者にしか応えないということですけど。それだけが少し、僕も検討しておいて頂きたいなという。

(委員長)

委員はご納得でも、それ以外の方もいらっしゃる。パブリックコメントの対象をどうするかは、一度よく考えてください。ありがとうございます、貴重なご意見ありがとうございました。

(委員)

ちなみに 12 ページのコメントに関して委員は何か言っておられましたか？

(事務局)

ここの書きぶりはちょっと変わっているので、はい。また確認が必要かと、はい。

(委員長)

今日思いっきり変えましたから。もう一回変えないと、また。

(事務局)

はい、分かりました。

(委員長)

今日は、「継続反復してない人はもう払わないです」という風に、結構そこは非常にスパッと行こうということになりましたので。ありがとうございました。今日は予定されたものが全部終わりましたので、事務局にお返しいたします。事務連絡等ございましたらどうぞ。

(事務局)

次回の委員会の予定についてお知らせします。第 3 回開発事業等緑化負担税導入検討委員会の日程は、8 月 1 日金曜日 9 時 30 分より、今日と同じ場所、この本館 3 階の委員会室にての開催を予定しております。出席をよろしくお願いいたします。事務局よりの連絡事項は以上です。

(委員長)

ではこれもちまして、第 2 回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会を終了いたします。皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。